

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）及び職員が、法令、定款及び諸規程を遵守し、社会福祉事業の公共性にふさわしい倫理的行動を確保するための基本事項を定め、法人運営の適正化及び社会的信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてコンプライアンスとは、法令、定款、法人の諸規程及び社会規範を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人の役員等及び全職員に適用する。

(基本原則)

第4条 役員等及び職員は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令及び諸規程を遵守すること。
- (2) 利用者の尊厳及び権利を尊重すること。
- (3) 公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- (4) 法人の信用を損なう行為を行わないこと。
- (5) すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為を行ってはならない。
- (6) この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第4条の2 役員等は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

- 2 この法人は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(組織)

第5条 この法人のコンプライアンスに関わる組織として以下の体制で実施する。

- (1) 法令遵守責任者
- (2) コンプライアンス委員会

(法令遵守責任者)

第6条 法人に法令遵守責任者を置く。

- 2 法令遵守責任者は法人事務局長とする。

(役割)

第7条 法令遵守責任者は次の業務を行う。

- (1) コンプライアンス体制の整備及び統括
- (2) 研修及び啓発
- (3) 内部通報対応
- (4) 再発防止策の公表

(コンプライアンス委員会)

第8条 法人はコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置し、理事1名、監事1名、管理監督者を委員として構成する。

また、必要に応じて、社会保険労務士に委員会の参加を求めることができる。

- 2 委員のうち理事1名及び監事1名は理事長が指名する。
- 3 委員会は委員長を委員の中からその都度互選し運営する。

4 委員会は、次の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施と把握
- (2) 違反事項についての原因の究明に向けた分析及び検討
- (3) 再発防止策の検討
- (4) その他コンプライアンス推進に必要な業務

(内部通報制度)

第9条 法人は、法令違反又は不正行為の早期発見と是正のため内部通報制度を設ける。

(通報窓口)

第10条 内部通報の窓口は、法令遵守責任者又は顧問社会保険労務士とする。

(通報方法)

第11条 通報は、書面、電子メール又は口頭により行うことができる。

(通報者の保護)

第12条 通報を行った者に対して、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持)

第13条 通報に関する情報は、関係者以外に漏らしてはならない。

(調査及び報告)

第14条 法令遵守責任者は、コンプライアンス違反行為またはその疑いがある場合、必要な調査を行い、調査結果及び対応策を理事会に報告する。

(是正措置)

第15条 不正またはコンプライアンス違反が確認された場合は、コンプライアンス委員会を開催し、原因究明と違反に関与したものに対する厳格な処分を行い、再発防止措置を講じる。また、原因究明の結果、処分内容、再発防止策について公表する。

(懲戒)

第16条 違反行為を行った者については、役員等については戒告とし、自主的に報酬を減額することを妨げない。また、職員については就業規則等に基づき、戒告、けん責、減給、昇給停止、出勤停止、懲戒休職、降格・降職、論旨退職、懲戒解雇とする。

- 2 懲戒処分については、役員等の場合は理事会で決議し、職員については、懲戒審査委員会の決定を受けて理事長がこれを行うものとする。

(教育及び研修)

第17条 法令遵守責任者は、役員等及び全職員に対してコンプライアンスに関する研修を行う。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和8年 6月15日から施行する。

この規程は、令和8年10月 1日から施行する。